

## 8月6(日)と7日(月) 午後7時から 東小学校 体育館 羽村大橋東詰め 巨大擁壁工事 説明会に行こう (「まちなみ51号」が東小学校区に配られました)

本年3月市議会での市の答弁によると、

- 3・4・12号線予定地と奥多摩街道側等に100mに渡り、壁体を設置。  
擁壁は、幅が60cmから90cmのコンクリート製の四角い杭で、長さが14mから21mのものを128本。専用重機のドリルで削孔して、クレーンで柱を建て込む工事。
- 規模の大きな擁壁工事です。都道3・4・12号線そのものを整備する工事ではないが、周辺への影響もあるので、立体がどうなるか等、しっかり説明ができるような資料をそろえ、わかりやすい説明に努めていきたい。

### —巨大擁壁工事への疑問・不安の声—

- ⊙ 擁壁を造る以前の問題で、市は、3・4・12号線は高架橋(二重構造)になるとか、モノレール駅のために巾40m部分を用意すると言っているが、高架道路の上にモノレールを載せるのか??? 大体から、モノレールは来るのか?
- ⊙ 都は高架橋の予定はないという。それなら、道路の32m幅は必要ないではないか。
- ⊙ 今回、配付された「まちなみ51号」に、「都市計画道路3.4.12号線が未整備となっている」とあるが、この整備は、いつ、誰がやるのか。
- ⊙ 説明に「羽村大橋付近が渋滞」とあるが、この工事とどんな関係があるか。奥多摩街道を広げるのか。 巨大擁壁工事の目的は何か。
- ⊙ 羽村大橋拡幅工事はいつから始め、いつ完了するか。その工事との関連はあるのか。
- ⊙ 説明に、道路擁壁を築造とあるが、「道路整備に向けた開削は行わない」とある。何の為の工事か。完了後の地形はどうなるのか。造成部分が突出するのか。
- ⊙ 1年以上も続く工事だ。近隣住民への安全、安心な生活をどのように保証するのか。
- ⊙ 騒音や振動、砂塵、ダンプの通行など、地域住民の生活や小学生の通学にどのような影響があるか。保安員はどこに何人配置するのか。
- ⊙ 巨大なコンクリート柱(21m)をどこから、どのような経路で運び込むのか。道を曲がり切れるのか。重機、運搬車の種類、台数、運搬時刻は何時ころか。
- ⊙ 工事業者への騒音・振動等の法令遵守のチェックはどうするのか。住民への情報公開は? 市は市議会で答弁したことを実行していない。無責任だ。

- ⊙ 説明も無しに行われた児魂神社の鳥居工事では、住民からの通報で、警察の嚴重注意を受けている。今までも、区画整理部職員の立ち合いがない等。無責任ではないか。
- ⊙ 東小学校脇の道路工事で、業者（公社）による「住民の声は聴くだけ無駄、いづれ伐採する木だ、まとめて切ったほうが工事費削減になる」などの暴言があった。施行者の「丁寧な説明で、ご理解いただく」に反している。管理責任の放棄ではないか。
- ⊙ 自立式擁壁設置工事とは何か。何時も言葉が難しくて解らない。説明も書くべき。
- ⊙ 羽村市は厳しい財政だが、区画整理の総事業費370億円の財源内訳は？福祉や教育費への削減に繋がるのではないか。

## 川崎1丁目地域の早期移転は不要です。なぜならば・・・

市は市議会等で、期間30年計画（実現性のない）を前提に下記のように説明しています

- ① 区画整理事業・移転実施計画30年で、川崎地区は平成27～36年の予定。
- ② 都市計画道路3.4.12号線予定地の用地あけに、10～15年。羽村大橋から新奥多摩街道までを予定。道路築造は東京都が施工するが、用地確保ができなければ着工しない。
- ③ 優先整備地域は27年度までは、大橋東詰め、駅前周辺、しらうめ保育園周辺。28年度に川崎1丁目追加されたが、3.4.12号線の築造の時期は不明。
- ④ 3.4.12号線用地確保のため、川崎1丁目エリアを集団移転の実験地域にする。
- ⑤ 川崎1丁目の区画整理区域境界（ひのきの子公園側との間）の道路の拡幅が必要だ。

以上の説明なら、この先10年は移転の必要はありません。

- ・ 今、早期移転すると、中断移転（仮住まい）期間はより長くなります。市は最長15年と説明しています。
- ・ 例として、市は、駅前整備完了は15年後と述べています。9年以上前に移転した駅前地権者は24年間もの長期仮住まいになります。

### わたしたちの目指すもの

- ・ 西口地区は上下水道が完備、基盤整備の整った良好な住環境です。区画整理は42ha、東京ドーム10個分の広さの面整備で1000棟の取り壊し移動をするもの。
- ・ 国交省は、人口減少、財政削減の社会状況の激変で、区画整理の見直しを勧めています。
- ・ 狭い道路はセットバックや買収による拡幅など、区画整理によらずに、現道を生かした整備で、住民の負担や事業期間、事業費も大幅に減少します。

### 他地区でも行われている、見直し手順

●市長が発議 → 住民参加の協議会で「地区計画」策定 → 都市計画決定の取り消し

### どうすれば良いか

移転の意思を示さなければ、仮換地指定は指定はされません。（また、「建築物等移転補償契約書」に署名・捺印しなければ、移転の義務は発生しないと市は、明言。）

